

平成22年度第3回広島市スポーツ振興審議会 会議録

I 開催日時

平成22年12月24日（金） 午前9時30分～午前10時30分

II 開催場所

広島市役所本庁舎2階講堂

III 出席者

1 委員20名中17名出席

東川会長、小野副会長 天野委員、越崎委員、阪田委員、崎田委員、曾根委員、竹本(久)委員、竹本(美)委員、鍋島委員、西野委員、萩原委員、本川委員、満田委員、山下委員、山本委員、吉長委員

（欠席：亀田委員、奥窪委員、中本委員）

2 オブザーバー 出席者なし

（欠席：中野オブザーバー、新出オブザーバー、富中オブザーバー）

3 事務局（市）

市民局長、市民局文化スポーツ部長、スポーツ振興課長、
教育委員会学校教育部指導第一課文化・スポーツ教育担当課長

IV 会議次第

1 開会

2 議事

スポーツ振興計画の策定に関する答申案について

3 閉会

V 公開・非公開の別

公開

VI 傍聴者

4名

VII 会議資料

平成22年度第3回広島市スポーツ振興審議会 次第

広島市スポーツ振興審議会委員等名簿

議事関係

広島市スポーツ振興計画（答申案）【添書】

広島市スポーツ振興計画（答申案）【全文】

広島市スポーツ振興計画（答申案）の概要

【参考資料】

平成22年度第2回スポーツ振興審議会（平成22年10月29日開催）での意見とその対応案

Ⅷ 会議の要旨

1 開会

2 議事

- (1) 広島市スポーツ振興計画（答申案）のうちサッカー専用スタジアムの記述部分について
事務局による読み上げ（採決→案の1に決定）

広島市スポーツ振興計画（答申案）【添書】

- (2) (1)以外の記述について

事務局による説明（説明について意見交換→一部修正を会長へ一任し、了承）

広島市スポーツ振興計画（答申案）【全文】

広島市スポーツ振興計画（答申案）の概要

3 閉会

Ⅸ 発言の要旨

1 広島市スポーツ振興計画（答申案）のうちサッカー専用スタジアムの記述部分について

〔東川会長〕

まず、前回の審議会で頂いた宿題であるサッカー専用スタジアムの記述部分についての審議結果について、私から報告させていただく。前回の審議会では、熱心な議論をしていただいたにもかかわらず、意見がまとまらなかったが、参考として四つの選択肢で挙手をしていただくとともに、その場にいらっしゃらなかった6名の委員の方にも同じような形でご意見を伺って、その後、小野副会長、学識委員の曾根委員さん、市民委員の崎田委員さんと竹本委員さん、それと私の5名の委員による臨時部会での審議を行い、結論を出すというのが前回の審議会で決まったことである。

それで、10月29日の審議会にいらっしゃらなかった6名の委員の方々に、11月の中旬から下旬にかけて、私と事務局で一緒になって訪問させていただき、審議会の結果を説明し、それぞれの委員さんから書面により回答を頂く、ご意見を頂くという形でお伺いをした。

その結果、スポーツ振興計画答申原案の中の「サッカー専用スタジアム整備の気運に呼応した支援」という記述に関して、4択で回答していただいた状況については、「民間主体という文言を削除する」を選択された委員が、会長を除く19名のうち8名であった。二つ目の選択肢の「この記述自体を答申からはずす」を選択された委員は1名であった。三つ目の選択肢の「文言の修正は行わず、答申に付帯意見を添える」を選ばれた方は、いらっしゃらなかった。四つ目の選択肢の「答申から記述自体をはずした上で、答申に付帯意見を添える」は、7名の委員の方が選択をされた。

私が提案した四つの選択肢にはなかったが、さらに、「原案どおり、民間主体という文言を記述する」という委員が2名いらっしゃった。また、「審議会で結論を出すのは困難であり、議論についての付帯意見を添え、幅広く市民の意見を集約し、再度市で検討する」という方が1名いらっしゃった。これが、委員の皆様から頂いたご意見を集約した結果である。

これらの意見を頂いたことを踏まえて、11月29日に先ほどの指名された5名の委員による臨時部会を開催して議論を行った。約2時間、様々な議論を交わし、慎重に審議をした。その結果、議事資料にあるように、答申案として2案まで集約をしたが、それ以上の集約には至らなかった。この臨時部会では、この2案を今日の審議会で採決にかけて決定するという事で、決めさせていただいた。以上がこの案件に関する5名の委員での臨時部会で決まった内容である。

集約された2つの案については、予め委員の皆様にお送りしたと思うが、確認の意味を込めて、事務局から読上げていただきたい。

〔スポーツ振興課長〕

＜配付資料「広島市スポーツ振興計画（答申案）【添書】」の付帯意見を読み上げ＞

〔東川会長〕

若干、私から補足させていただくと、委員の皆様方に４択で参考にご意見をお聞かせいただきたいと言ったときに、今日お示ししている案の元は選択肢１と選択肢４であった。選択肢１については削除するというだけで付帯意見というのはその場ではなかったが、臨時部会を開く中で、ある意味で大幅な修正ということになるので、これについては付帯意見を付けた形でそれぞれの案をお示しして、皆様のご意見を伺うことになり、今事務局から読み上げていただいたことになったことをご理解いただきたい。

それでは、事務局が読み上げた２つの案について採決を行う。

〔天野委員〕

議事資料(1)の案の２に、「サッカー専用スタジアムの整備に慎重な意見など」とあるが、このような意見はあったか。

〔東川会長〕

前回開催の審議会の中であったと認識しているし、議事録にもある。

〔曾根委員〕

さきほど東川会長からあった臨時部会の結果説明を補足する。案の１に関して、私は官民一体となってという文言を入れてはどうかと提案したが、文言こそ入っていないがその意味は含まれているとの説明があった。

〔東川会長〕

臨時部会についての説明が端折った説明になり、十分ではなかった。申し訳ない。

〔吉長委員〕

確認だが、中間年の見直しはあるのか。

〔東川会長〕

行う予定である。

〔山下委員〕

先ほど前回の審議会でも参考までに採決した結果について、選択肢１が８名で、選択肢４が７名と言われたが、ホームページ上で公表されている議事録の数字と違っている。議事録では選択肢１が７名、選択肢４が５名である。足すと１３名で、１６名いて、３名は何もなかったようなことになる。市民がホームページで見られた数字と今日の資料の数字が違うのは問題があるのではないか。

〔東川会長〕

今日お示ししている数字については、当日、欠席された委員についても、同様の意見採取をして、それで全体として合わせるということになったと思う。事務局はそういうことでよいか。

〔スポーツ振興課長〕

そのとおりである。

〔東川会長〕

公開している議事録については、途中経過ということでの参考意見が載っているとご理解いただければと思う。

〔吉長委員〕

ホームページに載っている数字は、会議のときの数字であるから、それでいいと思う。その後、いらっしゃらなかった委員を回られ、同じ選択肢で聞いたら、数字が8名と7名になったということで事実と合っている。

〔東川会長〕

そのように私が事務局にサポートしていただき、欠席された委員の皆様にもご意見を聞いて、それを合わせて判断するということは、前回の審議会の中で皆様からお認めいただいたことと思って、先ほどのような報告をさせていただいた。

〔山下委員〕

後でオンされた数字が実際の数字かもしれないが、先ほども言ったように、ホームページ上に載せられている数字が公表の数字である。

〔スポーツ振興課長〕

ホームページに載っているのは、あくまで議事録として掲載しているものである。前回の審議の際に、参考までにその場にいた方に挙手をしていただいて、その数字を議事録に書いているだけである。今日も会議が終わってから議事録を作成して、またオープンにするので、市民の皆様が連続して読めば、意味を分かっていただけと思う。

〔東川会長〕

この前の審議会では、出席の方に参考までにご意見を頂いて、欠席の方については参考意見を聞かせてくださいということで、ご了解いただいた。それらの意見が集約されたものが今日出されて、これが審議会委員の皆様の意見として、最終的に参考意見の人数として議事録に載る。

前回の審議会で、ご意見を頂くということをお認めいただき、議事録にも載っているので、それを踏まえて今回、最終的な人数の確定ということになったとご理解いただきたい。

〔山下委員〕

ここにおられる方は理解できると思うが、そこらのところを上手くできればと思う。

付け加えて言うと、議事録がホームページに載る前に、委員の皆さんに送付でもしていただければ、こういうことにならないと思う。そうすれば、議事録をどのようにオープンにするかということができると思う。2回目の出席だが、何か会議体として疑問に思うので、ついでに言わせていただいた。

〔東川会長〕

今日の議事録もいずれ作成されるので、山下委員さんのご意見については十分考えて対応させていただきたい。

〔東川会長〕

それでは、頂いたご意見を基に、採決を行う。採決の方法は、審議会条例第5条第3項に「審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」となっている。この条項に基づき、会長である私を除く本日出席の16名の委員の過半数で決するということで進めさせていただく。

まず、案の1に賛成の方に挙手していただき、私を除く出席委員16名の過半数である9名に達した場合は案の1に決定する。

また、案の1に賛成の方が8名の場合、可否同数の場合には、私が可否を決定することになり、私が可決と判断した場合は案の1に決定し、私が否決と判断した場合は、案の2に賛成の方に挙手していただく。案の2についても、案の1で決着がつかなかった場合は、案の1と同様のことを繰り返すことになる。

残念ながら両案とも否決となった場合、両案不採用という結果となる。ぜひ、皆さんにお願いしたいが、私は非常に重要な事項だと認識している。このサッカー専用スタジアムの記述については、本当に多くの時間をかけ、様々な議論を交わしてきたと思う。廃案ということは、ある意味何のためにこれだけ時間を割いてきたのかということになるので、十分お考えを整理いただき、それぞれの採決の中で意思を表示して挙手をしていただくようお願い申し上げる。

〔満田委員〕

広島市が検討しているオリンピックの誘致の中で、ビッグアーチを整備するという話があるが、この話とサッカー専用スタジアムの整備はどう絡んでいくのか。専用のスタジアムをつくった場合、ビッグアーチの整備についてはどう整理するのか。

〔東川会長〕

この話はオリンピックの話とは別の話として整理したいと思う。

〔スポーツ振興課長〕

専用スタジアムの展開はどのように進めるのか結論がでていないので、切り離して考えてもらいたい。

〔市民局長〕

今のオリンピックの計画は新しい施設は整備しないという考えでいるので、この議論がオリンピックに影響することはない。

〔東川会長〕

それでは採決に入る。案の1に賛成する方は挙手をお願いします。

【採決結果】

案の1の賛成者 11名

〔東川会長〕

案の1は出席委員17名の過半数に達したので、広島市スポーツ振興計画の答申案のうちサッカー専用スタジアムの整備に関する記述は案の1を採用する。

2 広島市スポーツ振興計画（答申案）のうちサッカー専用スタジアムの記述部分について

〔東川会長〕

サッカー専用スタジアムの記述以外で何かご質問・ご意見等があればお願いします。

〔曾根委員〕

23ページの(オ)の「オリンピックのあり方を含めたスポーツと平和に関する調査・研究」についてだが、最初から『オリンピックのあり方』と書いてあったか。基本計画にはどのように書いてあるか確認をお願いしたい。

〔スポーツ振興課長〕

昨年10月に策定した第5次広島市基本計画には「オリンピック本来の平和の祭典としてのあり方についての調査・研究に取り組む。」と記述がある。

〔東川会長〕

18ページのイー(イ)に「スポーツプログラマーや健康運動指導士等」とあるが、私が受けた研修の中で、スポーツセンターなどに来られる方に様々な運動処方やより活発な活動を促していくところについては健康運動実践指導者がその役割を果たし、個別の介護等については健康運動指導士が対応すると学んだが、ここの記述については問題ないか。

〔吉長委員〕

この部分は、健康運動指導士等の有資格者をスポーツセンターへ配置し、適正な管理運営を行い、利用者へのサービスの向上を図るといった観点から記述してあるものであり、特に問題はない。

スポーツプログラマーと健康運動指導士が併記してある理由は、認定する機関が違うことによるものだと解釈している。

〔曾根委員〕

スポーツ立国戦略の中でも触れてあることだが、トップアスリートの活用は大事であると思う。答申案の中にトップアスリートの活用は積極的な活用などの記載はあったのか。広島市は企業スポーツも盛んであり、リタイアした人も含めてトップアスリートを積極的に活用することも大事ではないかと思う。

〔東川会長〕

関連するところは、24ページの(エ)あたりになると思う。

〔曾根委員〕

ここでは、トップス広島の加盟チームに限定しているが、そういう選手だけでなく、例えば現役

の選手や現役を退いたばかりの選手などの活用についても記述があってもいいのではないかと思います。

〔山下委員〕

例えば、水泳の世界選手権の入賞選手なども含めればいいのではないかと。

〔東川会長〕

23ページのイの「トップス広島等との連携によるプロスポーツ・企業スポーツ等の振興」とトップス広島、プロスポーツ・企業スポーツに等の文言が入っているので、さきほどの山下委員の意見のように、さらに幅広く活用し、我々がバックアップしていくような記述ができたらと思う。

委員の皆様は賛同いただけるのであれば、私に一任していただきたい。とても大切にしたい意見であり、私も答申に加えることに異論はない。他に何か意見はあるか。

〔吉長委員〕

これで答申を出そう。

〔東川会長〕

吉長委員さんから後押しの言葉を頂いた。それでは以上の議論をもって、本日の議事に用意した答申案については審議会で決定されたということにさせていただく。

<審議会委員から異議なしの拍手>

〔東川会長〕

最後に、会長の立場から一言お礼を言わせていただく。

この審議会が新たな形で開始されたのが平成20年11月からである。実はその前、平成14年から振興計画の策定については動きがあり、様々な事情もあり、ようやく22年の年の瀬を迎える時に、皆様方のご協力で何とか答申ができる見通しが立つことになり、私もうれしく思っているし、これまで関わってこられた委員の方々にも心から御礼を申し上げたい。

これからについては、国にも新たな計画策定の動きがあり、そういうところに遅れることなく、新しいスポーツ王国にこだわった委員の皆様方の思いというものを汲んでいただきながら次の実施計画に移ればと思っている。

審議会の時間をオーバーすることもあり、皆様には迷惑をかけたが、それでも皆様方の広島をスポーツを良くしよう、広島らしい全国に誇れるものをつくっていかうということで今日に至ったと思っている。皆様には改めて感謝を申し上げたいと思う。